

# 山梨県公報

号外第九号

平成十八年  
三月十七日

日 曜 金

## 目 次

### 監査委員

監査の結果に関する報告の公表(三件).....一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年三月十七日

山梨県監査委員	長	沼	公	彦
同	早	川	正	秋
同	横	内	公	明
同	皆	川	正	巖

### 1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
観光部 観光企画課 観光振興課 観光資源課	平成17年11月2日
森林環境部 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課(廃棄物不法投棄対策室) みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成17年11月14日
農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農水産課 農業技術課 耕地課	平成17年11月16日
総務部 人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 営繕課 私学文書課	平成17年11月21日

<p>市町村課 消防防災課</p>		<p>就業支援センター 観光部 大阪事務所</p>	<p>平成 18 年 1 月 12 日 平成 18 年 2 月 16 日</p>
<p>土木部 土木総務課 (技術管理室) 用地課 道路整備課 (道路企画室) 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課</p>	<p>平成 17 年 11 月 25 日</p>	<p>農政部 東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 水産技術センター 病虫害防除所 総合農業試験場 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 農業大学校</p>	<p>平成 17 年 12 月 15 日 ” 平成 18 年 1 月 18 日 平成 17 年 11 月 10 日 平成 18 年 1 月 31 日 平成 18 年 2 月 2 日 平成 18 年 2 月 15 日 平成 18 年 1 月 31 日 ”</p>
<p>企画部 消費生活センター 男女共同参画推進センター</p>	<p>平成 18 年 1 月 26 日 ”</p>	<p>教育委員会 峡中教育事務所 峡東教育事務所 峡南教育事務所 峡北教育事務所 富士北麓・東部教育事務所 図書館 美術館 博物館 考古博物館 埋蔵文化財センター 文学館</p>	<p>平成 18 年 1 月 31 日 平成 18 年 1 月 30 日 平成 17 年 11 月 25 日 平成 17 年 11 月 24 日 平成 18 年 2 月 7 日 平成 18 年 1 月 26 日 平成 18 年 1 月 18 日 平成 18 年 2 月 10 日 ” ” 平成 18 年 1 月 18 日 平成 18 年 2 月 2 日</p>
<p>総務部 東京事務所 職員研修所 総合県税事務所 自動車税事務所 山梨県立大学・女子短期大学 消防学校</p>	<p>平成 18 年 2 月 10 日 平成 18 年 1 月 23 日 平成 18 年 1 月 18 日 平成 18 年 2 月 2 日 平成 18 年 1 月 12 日 平成 18 年 1 月 24 日</p>	<p>総合教育センター 北杜高等学校 韮崎高等学校 韮崎工業高等学校 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 甲府南高等学校 甲府東高等学校</p>	<p>平成 18 年 1 月 27 日 平成 18 年 1 月 17 日 平成 18 年 1 月 31 日 平成 18 年 1 月 23 日 平成 18 年 1 月 24 日 平成 18 年 2 月 10 日 平成 18 年 1 月 23 日</p>
<p>福祉保健部 看護大学・看護大学短期大学部 商工労働部 総合理工学研究機構 計量検定所 宝石美術専門学校 山梨県工業技術センター 山梨県富士工業技術センター 産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校</p>	<p>平成 18 年 1 月 12 日 平成 18 年 1 月 23 日 ” ” 平成 18 年 2 月 6 日 平成 18 年 1 月 30 日 平成 17 年 11 月 29 日 平成 17 年 11 月 29 日</p>	<p>” ” ” ” ” ” ” ”</p>	<p>” ” ” ” ” ” ” ”</p>

<p>甲府工業高等学校  甲府城西高等学校  甲府昭和高等学校  農林高等学校  巨摩高等学校  白根高等学校  増穂商業高等学校  市川高等学校  峡南高等学校  身延高等学校  石和高等学校  山梨園芸高等学校  日川高等学校  山梨高等学校  塩山高等学校  都留高等学校  上野原高等学校  谷村工業高等学校  桂高等学校  吉田高等学校  北富士工業高等学校  吉田商業高等学校  富士北陵高等学校  富士河口湖高等学校  ひばりが丘高等学校  中央高等学校  盲学校  ろう学校  甲府養護学校  あけぼの養護学校  わかば養護学校  やまびこ養護学校  富士見養護学校</p>	<p>平成 18 年 1 月 26 日  平成 18 年 1 月 31 日  平成 18 年 1 月 23 日  ”  ”  平成 18 年 1 月 24 日  平成 18 年 2 月 2 日  平成 18 年 1 月 23 日  ”  ”  平成 18 年 1 月 24 日  平成 18 年 2 月 2 日  平成 18 年 1 月 20 日  平成 18 年 1 月 23 日  平成 18 年 1 月 30 日  平成 18 年 1 月 24 日  平成 18 年 2 月 7 日  平成 18 年 1 月 24 日  ”  ”  平成 18 年 2 月 9 日  ”  ”  平成 18 年 2 月 6 日  平成 18 年 2 月 9 日  平成 18 年 1 月 23 日  平成 18 年 2 月 6 日  平成 18 年 1 月 31 日  ”  ”  平成 18 年 2 月 15 日  平成 18 年 1 月 23 日  平成 18 年 1 月 24 日  ”  ”  平成 18 年 1 月 23 日</p>	<p>ふじぎくろ養護学校  かえで養護学校</p> <p>警察本部  総務課  会計課  警務課  教養課  監察課  厚生課  情報管理課  生活安全企画課  地域課  少年課  捜査第一課  捜査第二課  組織犯罪対策課  鑑識課  科学捜査研究所  交通企画課  交通指導課  交通規制課  運転免許課  交通機動隊  高速道路交通警察隊  警備第一課  警備第二課  機動隊  警察学校  甲府警察署  南甲府警察署  南アルファ警察署  韮崎警察署  長坂警察署  敏沢警察署</p>	<p>平成 18 年 1 月 18 日  平成 18 年 1 月 23 日  平成 17 年 10 月 21 日</p> <p>平成 18 年 2 月 10 日  平成 18 年 1 月 30 日  ”  ”  ”  平成 18 年 2 月 2 日</p>
---	--	---	--

とおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									
指導(件)	39	20	20	8	9	22	2		120
注意(件)	4	7	1	4	2	2			20
合計	43	27	21	12	11	24	2		140

6 監査結果の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
  - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
  - ② 手数料・使用料等の調定事務に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
  - ① 補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ② 支出負担行為の事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ④ 所得税の源泉徴収事務に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
  - ① 特殊勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - ② 住居手当の認定に誤りがあり改善を要するもの
  - ③ 通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの
  - ④ 扶養手当の認定手続きに不備があり改善を要するもの
- (4) 物品管理に関する事項
  - ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
  - ② 郵便切手の管理に不備があり改善を要するもの
  - ③ 物品の購入手続きに不備があり改善を要するもの
- (5) 財産管理に関する事項
  - ① 公有財産台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの
  - ② 借受財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
- (6) 契約に関する事項
  - ① 予定価格調査の作成に不備があり改善を要するもの
  - ② 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

南部警察署	”
市川警察署	平成 18 年 1 月 30 日
笹吹警察署	”
日下部警察署	平成 18 年 2 月 15 日
塩山警察署	平成 18 年 1 月 30 日
都留警察署	”
富士吉田警察署	”
大月警察署	平成 18 年 2 月 7 日
上野原警察署	”

2 監査対象期間

前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間。但し、10月までに監査を実施した所属にあっては、平成16年度。

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
 

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
 

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項
 

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

なお、警察本部の捜査報酬費については、捜査上の支障があるということから、ごく一部の証拠書類が非開示（マスキングされた状態）となっていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は次表の

- ③ 随意契約の契約方法に不適切な処理があり改善を要するもの  
(7) 工事に関する事項  
① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

**山梨県監査委員会告示第一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。  
平成十八年三月十七日

山梨県監査委員	長
同	早 沼
同	川 公
同	横 正
同	内 秋
同	皆 明
	川 巖

<p>1 監査実施期間 平成17年8月23日～平成17年12月15日</p> <p>2 監査実施団体（26団体） 山梨県土地開発公社 財団法人 やまなみ文化基金 財団法人 山梨総合研究所 更生保護法人 山梨県更生保護協会 株式会社 清里の森管理公社 財団法人 山梨県緑化推進機構 財団法人 山梨県環境整備事業団 財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター 財団法人 山梨県農業振興公社 社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター 山梨県道路公社 財団法人 山梨県下水道公社 山梨県住宅供給公社 財団法人 山梨県暴力追放県民会議 社団法人 青少年育成山梨県民会議 山梨県交通対策推進協議会 やまなし県民文化祭実行委員会 財団法人 山梨県私学教職員退職資金財団 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 富士吉田商工会議所 山梨県商工会連合会 社団法人 山梨県トラック協会 社団法人 山梨県観光物産連盟 山梨県スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会 山梨県高等学校体育連盟 山梨県小中学校体育連盟</p> <p>3 監査対象期間 平成16年度</p>	<p>4 監査の方法 監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。</p> <p>5 監査結果処理区分 監査結果は次のとおり区分した。 (1) 指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの (2) 文書指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの (3) 口頭注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの</p> <p>6 監査の結果 財務に関する事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。 なお、山梨県土地開発公社、山梨県住宅供給公社及び財団法人 山梨県農業振興公社においては、長引く地価の下落や保有期間の長期化により、保有資産に多額の含み損が生じており、厳しい経営状況が続いている。今後、保有資産の時価評価や会計基準に基づく適切な財務処理を行うとともに、保有資産の早期処分を検討する等、公社の経営健全化に向け、より一層努力されるよう要望する。</p> <p>7 監査結果の概要 不適切な事務処理として公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導事項及び口頭注意事項の件数とその主な内容は、次のとおりである。 文書指導事項114件、口頭注意事項13件 ① 理事会の開催や登記等の手続きが滞り行為の規定どおりにおこなわれておらず改善を要するもの ② 登記簿上の資産総額に誤りがあり改善を要するもの ③ 会計規程等に不備があり改善を要するもの ④ 計算書類の注記に記載もれがあり改善を要するもの ⑤ 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの</p>
--	--

- ⑥ 現金収納の事務が不適切であり改善を要するもの
- ⑦ 減価償却の額に誤りがあり改善を要するもの
- ⑧ 退職給与引当金の期末残高に計上不足等があり改善を要するもの

**山梨県監査委員告示第三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。  
平成十八年三月十七日

山梨県監査委員	長
同	沼 公 彦
同	早 川 秋
同	横 内 正 明
同	皆 川 公 巖

1 監査の対象  
「県立高等学校における保有個人情報の管理状況について」

2 監査の趣旨  
近年、高度情報通信社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報処理がなされている。個人情報はその性質上、誤った取り扱いをすることで取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。個人情報は、平成17年4月から個人情報保護法が全面的に施行されているが、4月以降も個人情報保護法の趣旨が十分に発生し、社会問題化している。このうち学校の児童・生徒に関する保有個人情報の事故も多く報告されている。保有個人情報の漏洩事故は、組織に対する保有個人情報の取り扱いを必要とする。被害者の対応や再発防止策の検討など多大な労力とそれに係る費用を必要とする。このため、生徒に関する多くの個人情報を保有する県立高等学校において、円滑な取扱いや管理が適切に行われているかについて監査し、教育活動の適正かつ円滑な運営がなされ、個人の権利、利益の保護が図られることを目的とする。

第2 監査の実施状況

- 1 監査の実施期間  
平成17年11月1日から平成18年2月28日までの間に監査を実施した。
- 2 監査対象期間  
平成17年11月15日を基準日とした。

3 監査の方法  
監査は、各県立高等学校（以下「各学校」という。）に対し保有する個人情報の状況を自ら確認させ、「保有個人情報に関する調査」の提出を求めた。各学校から提出された「保有個人情報に関する調査」をもとに、各学校に往査し、「行政監査調査」により聞き取り調査及び管理状況等の確認をした。また、教育庁総務課、高校教育課、スポーツ健康課に対しては、各学校に共通する個人情報取扱事務に係る主務課として、個人情報の適切な取扱いに関する指導の状況について聞き取り調査を実施した。

- 4 監査の視点  
(1) 保有個人情報の管理体制は整備されているか  
(2) 保有個人情報の管理は適切に管理されているか  
(3) 保有個人情報の漏洩事故等が発生した場合の対処方法は適切か  
(4) 教職員に対する指導は適切に行われているか

5 監査対象

監査対象所属	監査対象所属
区 分	総務課
	高校教育課
	スポーツ健康課
教育委員会事務局	

県立高等学校

北杜高等学校	北杜高等学校
韮崎高等学校	韮崎高等学校
甲府第一高等学校	甲府第一高等学校
甲府西高等学校	甲府西高等学校
甲府南高等学校	甲府南高等学校
甲府東高等学校	甲府東高等学校
甲府工業高等学校	甲府工業高等学校
甲府城西高等学校	甲府城西高等学校
甲府昭和高学校	甲府昭和高学校
農林高等学校	農林高等学校
巨摩高等学校	巨摩高等学校
巨根高等学校	巨根高等学校
増穂商業高等学校	増穂商業高等学校
市川高等学校	市川高等学校
峡南高等学校	峡南高等学校
身延高等学校	身延高等学校
石和高等学校	石和高等学校
山梨園芸高等学校	山梨園芸高等学校
日川高等学校	日川高等学校
山梨高等学校	山梨高等学校
塩山高等学校	塩山高等学校
都留高等学校	都留高等学校
上野原高等学校	上野原高等学校
谷村工業高等学校	谷村工業高等学校
桂高等学校	桂高等学校
吉田高等学校	吉田高等学校
北富士工業高等学校	北富士工業高等学校
吉田商業高等学校	吉田商業高等学校
富士北稜高等学校	富士北稜高等学校
富士河口湖高等学校	富士河口湖高等学校
中央高等学校	中央高等学校
ひばりが丘高等学校	ひばりが丘高等学校
合 計	36所属

第3 山梨県個人情報保護条例の概要  
各学校が保有する個人情報の取扱いに当たり、遵守すべき事項を規定する条例の概要は次のとおりである。

- 1 山梨県個人情報保護条例の経緯  
平成5年3月26日山梨県個人情報保護条例（平成5年3月26日山梨県条例第1号）が公布され、同年10月1日全面施行された。（以下「旧条例」という。）  
旧条例の概要は次のとおりである。

- 1 目的（1条）  
県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすると